

熊本県公報

第 1 1 9 9 8 号
平成 23 年 4 月 5 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 2
○熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項	(商工振興金融課) 2
○建築基準法による指定構造計画適合性判定機関の名称の変更	(建築課) 2
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 4
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更	(障がい者支援課) 5
○救急医療機関に関する認定	(医療政策課) 5
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 6
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢者支援課) 6
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 6
○平成 2 3 年度熊本港官公庁船だまり浮棧橋(東側)施設使用 料収納事務委託の告示	(港湾課) 6
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 7
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 7
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 7
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 7
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 7
○建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分	(監理課) 8
○保安林の指定に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該 通知の掲示	(森林保全課) 9
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画・技術管理課) 9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(") 9
○肥料登録	(農業技術課) 9
○道路の位置指定の公告	(建築課) 10
○道路の位置指定の公告	(") 10
登 載 依 頼	
○個人演説会の施設の指定	(選挙管理委員会) 10
○文化財の解除	(文化課) 11
○文化財の解除	(") 11

告 示

熊本県告示第 3 6 4 号
介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護付有料老人ホーム のどか園 熊本市富合町榎津 4 9 2 番地 1	株式会社レバレンス	平成 2 3 年 3 月 2 8 日

熊本県告示第 3 6 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護付有料老人ホーム のどか園 熊本市富合町榎津 4 9 2 番地 1	株式会社レバレンス	平成 2 3 年 3 月 2 8 日

熊本県告示第 3 6 6 号

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県中小企業高度化資金貸付要項（平成 2 年熊本県告示第 8 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は公益法人（民法第 3 4 条の規定により設置された法人をいう。）等」を「一般社団法人又は一般財団法人等に、同条第 2 号中「公益法人等」を「一般社団法人又は一般財団法人等」に改める。

第 2 条第 1 号ス中「認定中小小売商業高度化事業計画」を「中心市街地の活性化に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 2 号）第 7 条第 7 項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第 4 1 条第 1 項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同号ニに掲げる商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成 2 1 年法律第 8 0 号）第 6 条第 1 項の認定を受けた商店街活性化支援事業計画」に改める。

第 2 条第 1 号セ及びソ中「公益法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

第 3 条第 3 号ア中「中小企業者が、」の次に「当該事業に係るものとして」を加える。

第 1 3 条第 3 項中「金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）を締結して」及び「契約書の様式については別記第 8 号様式とする。」を削る。

第 1 3 条第 4 項中「契約は、公正証書によるものとし」を「契約を締結する場合は、速やかに公正証書を作成し」に、「貸付金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）」を「借主」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第 1 3 条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 知事は、前項の貸付金について、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）と金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）を締結する。この場合において、契約書の様式については別記第 8 号様式によるものとする。

別表第 1 中「1. 1 0 %」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。」に改める。

別表第 2 中「公益法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に、「1. 1 0 %」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。」に改める。

別表第 4 右の対象となる事業のうち、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成 9 年法律第 2 8 号）第 8 条第 2 項に規定する承認高度化等計画、第 1 0 条第 2 項に規定する承認高度化等円滑化計画、第 2 4 条第 2 項に規定する承認進出計画、又は第 2 6 条第 2 項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る貸付けの項を削る。

別表第 4 に次のように加える。

右の対象となる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業、共同施設事業、集団化事業、集積区域整備事業
---------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------

附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- この要項の適用日前の改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項に基づいて貸し付けられた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 3 6 7 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 7 条の 3 5 の 5 第 2 項の規定により指定構造計算適合性判定機関からその名称を変更する旨の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。
平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 指定構造計算適合性判定機関の名称 財団法人日本建築センター
- 変更後の指定構造計算適合性判定機関の名称 一般財団法人日本建築センター

3 変更年月日 平成23年4月1日

熊本県告示第368号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字岩野字下野々平2020番21・字松ノ下2065番2・字水清谷2113番52・2113番53・2113番55・2113番65・2113番79・2113番85（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第369号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
障害者支援施設 すみれ園 熊本市植木町米塚70番地	社会福祉法人 県北会 熊本市植木町米塚70番地 荒木 正年	平成23 年4月1 日	4310101128	生活介護
				施設入所 支援
				短期入所
うすま苑 玉名郡南関町上坂下790番地	社会福祉法人 白間会 玉名郡南関町上坂下790番地 石川 四男美	平成23 年4月1 日	4311130100	生活介護
				施設入所 支援
				短期入所
障がい者総合支援施設 第二明星学園 上益城郡御船町大字小坂字下原2140番地1	社会福祉法人 御陽会 上益城郡御船町大字小坂字下原2140番地の1 武元 典次郎	平成23 年4月1 日	4311440178	生活介護
				施設入所 支援
				短期入所
障害者支援施設 八代学園 八代市二見本町240番地	社会福祉法人 八代愛育会 八代市二見本町240番地 古田 利成	平成23 年4月1 日	4310200425	生活介護
				施設入所 支援
				短期入所
障害者就労支援センター テイクオフ 八代市大村町3906-1	社会福祉法人 八代愛育会 八代市二見本町240番地 古田 利成	平成23 年4月1 日	4310200433	就労移行 支援
				就労継続 支援A型
				就労継続 支援B型

熊本県告示第370号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
サポートセンター 第二悠愛 阿蘇郡小国町大字宮原 2 6 1 7 番地	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会 阿蘇郡小国町大字宮原 1 5 3 0 番地の 2 北里 敏明	平成 2 3 年 4 月 1 日	4311350047	生活介護
				自立訓練（生活訓練）
				施設入所支援
				短期入所
悠工房 阿蘇郡小国町大字宮原 2 7 6 0 番地	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会 阿蘇郡小国町大字宮原 1 5 3 0 番地の 2 北里 敏明	平成 2 3 年 4 月 1 日	4311350054	生活介護
				就労移行支援
				就労継続支援 B 型
第二悠愛グループホーム・ケアホーム事業所 阿蘇郡小国町大字宮原 2 6 1 7 番地	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会 阿蘇郡小国町大字宮原 1 5 3 0 番地の 2 北里 敏明	平成 2 3 年 4 月 1 日	4321350086	共同生活介護
				共同生活援助
サポートセンター 第一悠愛短期入所事業所 阿蘇郡小国町大字宮原 2 6 1 7 番地	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会 阿蘇郡小国町大字宮原 1 5 3 0 番地の 2 北里 敏明	平成 2 3 年 4 月 1 日	4311350070	短期入所

熊本県告示第 3 7 1 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 3 2 条第 1 項の規定により指定相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
第二悠愛相談支援センター 阿蘇郡小国町大字宮原 2 6 1 7 番地	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会 阿蘇郡小国町大字宮原 1 5 3 0 番地の 2 北里 敏明	平成 2 3 年 4 月 1 日	4331350068	相談支援

熊本県告示第 3 7 2 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
第二つつじヶ丘学園 球磨郡あさぎり町免田西 3 0 0	社会福祉法人 つつじヶ丘学園 球磨郡あさぎり町須恵字毛谷 4 1 8 0 番地 1	平成 2 3 年 4 月 1 日	4311880175	生活介護
				施設入所支援
				短期入所

3 番地 5 6	椋木 讓			
第二つつじヶ丘 学園多機能型事 業所 球磨郡あさぎり 町免田西 3 0 0 3 番地 5 6	社会福祉法人 つつじ ヶ丘学園 球磨郡あさぎり町須恵 字毛谷 4 1 8 0 番地 1 椋木 讓	平成 2 3 年 4 月 1 日	4311880183	自立訓練 (生活訓 練) 就労継続 支援 B 型

熊本県告示第 3 7 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 4 月 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木河内 港線	熊本市河内町河内字水谷 1 5 6 番 1 地先から 同所 1 6 5 番 1 地先まで	前	5.9 ～ 16.6	240.0	地基創 改（改 築に伴 う拡幅）
			後	12.7 ～ 34.5		

2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県告示第 3 7 4 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
合同会社永昌 「ゆえ」訪問介護 事業所 居宅介護、重度訪問介護	事業所の名称	介護 2 4 珞	「ゆえ」訪問介護事業所	平成 2 3 年 4 月 1 日
株式会社八代介護 がじゅまる 介護センターがじゅまる 居宅介護、重度訪問介護	事業所の所在地	八代市古閑中町 1 1 0 1 番地 1	八代市古閑中町 1 1 0 1 番地 3	平成 2 3 年 2 月 2 2 日

熊本県告示第 3 7 5 号

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
高橋医院	八代市坂本町坂本 4 2 2 8 番地 1 7	平成 23 年 4 月 23 日から 平成 26 年 4 月 22 日まで
松本医院	八代市鏡町両出 1 5 0 3 番地 1	平成 23 年 4 月 23 日から 平成 26 年 4 月 22 日まで
独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院	八代市竹原町 1 6 7 0 番地	平成 23 年 5 月 18 日から 平成 26 年 5 月 17 日まで

熊本県告示第 3 7 6 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市牛深町字小浦 1 6 9 3 番 1、1 6 9 7 番、1 6 9 8 番 1
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 7 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 3 条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第 1 1 5 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
松本医院 天草市牛深町 2 5 2 5	医療法人社団 孔和会	平成 2 1 年 1 0 月 1 日

熊本県告示第 3 7 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
夢さくら 山鹿市久原 5 4 3 9 番地 1	鹿本農業協同組合	平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 3 7 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
夢さくら 山鹿市久原 5 4 3 9 番地 1	鹿本農業協同組合	平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 3 8 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により次のとお

り使用料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）に基づく熊本港官公庁船だまり浮棧橋（東側）に係る使用料の収納事務
- 2 委託の相手方
熊本フェリー株式会社 熊本市新港1丁目2番
- 3 委託期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

熊本県告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所メディアケアサポート光永 人吉市瓦屋町1866番地2	医療法人光永医院	平成23年4月15日

熊本県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護予防センター元気塾 玉名市伊倉南方967番地1	特定非営利活動法人たまな散歩道	平成23年4月1日

熊本県告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション大輪 宇城市松橋町松橋28番地8	合同会社大輪	平成23年4月5日

熊本県告示第384号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション大輪 宇城市松橋町松橋28番地8	合同会社大輪	平成23年4月5日

公 告

熊本県公告第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市松橋町豊崎字宝ヶ島1947番1、同1948番1、同1897番、同1898番及び同1899番
5, 865.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇城市松橋町松橋357番地の1
熊本宇城農業協同組合

熊本県公告第174号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。
平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした日
平成23年3月25日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 株式会社松岡建設
熊本市新大江1-17-19
代表取締役 松岡 悟
熊本県知事許可（特-18）第00118号
 - (2) 松本建設
天草市牛深町208-1
代表 松本 末義
熊本県知事許可（般-18）第00399号
 - (3) 有限会社小林鉄工所
宇土市立岡町818
代表取締役 小林 俊哉
熊本県知事許可（般-18）第00732号
 - (4) 有限会社坂口冷機
水俣市古賀町2-12-7
代表取締役 坂口 繁雄
熊本県知事許可（般-17）第08475号
 - (5) 肥後営繕センター
熊本市良町1-12-5
代表 西原 彰二
熊本県知事許可（般-18）第09866号
 - (6) 有限会社松村板金工業所
熊本市富合町釈迦堂676-11
代表取締役 松村 利光
熊本県知事許可（般-18）第10229号
 - (7) 有限会社綿津美建設
熊本市沖新町3331
代表取締役 山田 典充
熊本県知事許可（般-19）第12439号
 - (8) 笹本設備サービス
阿蘇郡西原村河原760-2
代表 笹本 昭二郎
熊本県知事許可（般-18）第13017号
- 3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成23年2月14日付け熊本県公告第70号で公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第29条の2第1項の規定に該当すると認められる。
- 5 教示
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に関東地方裁判所又は熊本地方裁判所に異議を申し立てることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議を申し立てることができなくなる。）
行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき異議を申し立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に関東地方裁判所又は熊本地方裁判所に異議を申し立てることができる（なお、この処分があったことを知った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内

内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。) 。

熊本県公告第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を小国町役場に掲示する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不分明な者の氏名
宇都宮 豊子

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定をする予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年2月18日付け熊本県告示第177号による。

熊本県公告第176号

山鹿市に事務所を置く鹿北土地改良区理事長西牟田長から平成23年3月11日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年3月29日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2221番1

1, 343.68平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

菊池郡菊陽町津久礼2339番地3
上村 信敏

熊本県公告第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡大津町大字室字東迫尻724番4、同730番2、同730番3、同730番4、同730番5、同730番6、同730番8、同730番9、同730番10、同731番1、同731番2、同731番4及び里道

4, 190.54平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

菊池郡大津町大字室1834番地1
石原 慎治

熊本県公告第179号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第144	炭酸カルシウム	60.0苦土	アルカリ分 : 60.0	その他の制限事項は、公定規	岩崎工業株式会社	平成23年3月2

3号	△肥料	石灰	可溶性苦土 : 60.0	格のとおり	熊本県玉名郡玉 東町大字稲佐3 01	9日
----	-----	----	-----------------	-------	--------------------------	----

熊本県公告第180号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市子飼本町13番26号
- 2 築造者の氏名 石原法夫
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字西鶴1012番5、同1013番5及び同1079番2
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 50.40メートル
- 6 指定年月日 平成23年3月7日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第181号

熊本県公告第181号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成23年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡甲佐町大字早川1760番地の4
- 2 築造者の氏名 親和技研有限会社
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字辺田見字村下250番12
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 6.00メートル
- 6 指定年月日 平成23年3月15日
- 7 指定番号 熊本県指令上益城景建第69号

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、次の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。
平成23年4月5日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
八代市	八代市農村環境改善センター和室	八代市鏡町内田1339番地1
八代市	八代市農村環境改善センター研修室	同上
八代市	八代市農村婦人の家健康増進室	八代市昭和明徴町730番地1
八代市	八代市農村婦人の家教養室	同上
八代市	八代市農村婦人の家健康相談室	同上
八代市	八代市総合体育館会議室	八代市緑町11番地1
八代市	八代市総合体育館研修室	同上
八代市	八代市総合体育館和室	同上
八代市	八代市民プール集会室	同上
八代市	田上社会教育センター体育館	八代市坂本町田上2006番地
八代市	中津道社会教育センター体育館	八代市坂本町中津道300番地
八代市	藤本社会教育センター体育館	八代市坂本町葉木4259番地
八代市	鮎婦社会教育センター体育館	八代市坂本町鮎婦は867番地
八代市	さかもと青少年センター体育館	八代市坂本町中谷い1270番地

八代市	西部社会教育センター体育館	八代市坂本町西部は 1 9 9 9 番地
八代市	深水社会教育センター体育館	八代市坂本町深水 1 4 7 1 番地

熊本県教育委員会告示第 7 号

熊本県文化財保護条例（昭和 5 1 年熊本県条例第 4 8 号）第 3 6 条第 2 項の規定により、次の熊本県指定史跡の指定が平成 2 1 年 7 月 2 3 日付けで解除されたので、同第 3 6 条第 3 項で準用する同条例第 5 条第 7 項の規定により告示する。

平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文子

種 別	文化財の名称	所 在 地
史跡	隈部館跡	熊本県山鹿市菊鹿町上永野字高池 1 5 1 6 番 2

熊本県教育委員会告示第 8 号

熊本県文化財保護条例（昭和 5 1 年熊本県条例第 4 8 号）第 5 条第 1 項の規定により、次の熊本県重要文化財の指定が平成 2 2 年 6 月 2 9 日付けで解除されたので、同第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文子

種 別	文化財の名称	員 数	所 在 地	所有者
重要文化財 (建造物)	有明海旧干拓施設群	末広開堤防 1 基 末広開樋門 3 基 明丑開堤防 1 基	末広開堤防及び樋門 熊本県玉名市大浜町 字末広開地先 明丑開堤防 熊本県玉名市横島町 横島字神崎尻地先	玉名市